

国道交安第 23 号
平成 28 年 7 月 19 日

北海道開発局長 殿

道路局長

安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について

自転車は身近な移動手段等として重要な役割を担うものであり、昨今の健康増進や環境保全への意識の高まりなどを背景に利用ニーズが一段と高まっている。このため、国土交通省では、「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組について」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 36 号道路局長通知）を発出し、これに基づく取組を推進してきたところである。しかし、わが国全体の交通事故件数は、過去 10 年間（平成 17～27 年）で 4 割減少しているものの、自転車対歩行者の事故件数は横ばいの傾向にあり、自転車通行環境を取り巻く現状は、依然として厳しい状況にある。

こうした中、「自転車は『車両』であり車道通行が原則」という考えのもと、安全性の向上を第一に道路や交通状況に応じた自転車通行空間の整備等を促進するため、国土交通省と警察庁は、平成 26 年度に有識者等からなる「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」を共催し、本年 3 月 31 日、同委員会から、自転車ネットワーク計画の作成やその整備等をなお一層促進するための基本的な考え方についてまとめられた「『自転車ネットワーク計画策定の早期進展』と『安全な自転車通行空間の早期確保』に向けた提言」を受けたところである。

このような状況に鑑み、地方公共団体及び都道府県警察等の関係機関との緊密な連携のもと、安全で快適な自転車利用環境の創出に向け、更なる取組の推進に努められたい。

なお、提言を踏まえた本取組のガイドラインについて、当局から別途通知することとしたので活用されたい。

国道交安第 23 号
平成 28 年 7 月 19 日

東北地方整備局長 殿

道路局長

安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について

自転車は身近な移動手段等として重要な役割を担うものであり、昨今の健康増進や環境保全への意識の高まりなどを背景に利用ニーズが一段と高まっている。このため、国土交通省では、「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組について」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 36 号道路局長通知）を発出し、これに基づく取組を推進してきたところである。しかし、わが国全体の交通事故件数は、過去 10 年間（平成 17～27 年）で 4 割減少しているものの、自転車対歩行者の事故件数は横ばいの傾向にあり、自転車通行環境を取り巻く現状は、依然として厳しい状況にある。

こうした中、「自転車は『車両』であり車道通行が原則」という考えのもと、安全性の向上を第一に道路や交通状況に応じた自転車通行空間の整備等を促進するため、国土交通省と警察庁は、平成 26 年度に有識者等からなる「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」を共催し、本年 3 月 31 日、同委員会から、自転車ネットワーク計画の作成やその整備等をなお一層促進するための基本的な考え方についてまとめられた「『自転車ネットワーク計画策定の早期進展』と『安全な自転車通行空間の早期確保』に向けた提言」を受けたところである。

このような状況に鑑み、地方公共団体及び都道府県警察等の関係機関との緊密な連携のもと、安全で快適な自転車利用環境の創出に向け、更なる取組の推進に努められたい。

なお、提言を踏まえた本取組のガイドラインについて、当局から別途通知することとしたので活用されたい。

国道交安第 23 号
平成 28 年 7 月 19 日

関東地方整備局長 殿

道路局長

安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について

自転車は身近な移動手段等として重要な役割を担うものであり、昨今の健康増進や環境保全への意識の高まりなどを背景に利用ニーズが一段と高まっている。このため、国土交通省では、「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組について」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 36 号道路局長通知）を発出し、これに基づく取組を推進してきたところである。しかし、わが国全体の交通事故件数は、過去 10 年間（平成 17～27 年）で 4 割減少しているものの、自転車対歩行者の事故件数は横ばいの傾向にあり、自転車通行環境を取り巻く現状は、依然として厳しい状況にある。

こうした中、「自転車は『車両』であり車道通行が原則」という考えのもと、安全性の向上を第一に道路や交通状況に応じた自転車通行空間の整備等を促進するため、国土交通省と警察庁は、平成 26 年度に有識者等からなる「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」を共催し、本年 3 月 31 日、同委員会から、自転車ネットワーク計画の作成やその整備等をなお一層促進するための基本的な考え方についてまとめられた「『自転車ネットワーク計画策定の早期進展』と『安全な自転車通行空間の早期確保』に向けた提言」を受けられたところである。

このような状況に鑑み、地方公共団体及び都道府県警察等の関係機関との緊密な連携のもと、安全で快適な自転車利用環境の創出に向け、更なる取組の推進に努められたい。

なお、提言を踏まえた本取組のガイドラインについて、当局から別途通知することとしたので活用されたい。

国道交安第 23 号
平成 28 年 7 月 19 日

北陸地方整備局長 殿

道路局長

安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について

自転車は身近な移動手段等として重要な役割を担うものであり、昨今の健康増進や環境保全への意識の高まりなどを背景に利用ニーズが一段と高まっている。このため、国土交通省では、「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組について」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 36 号道路局長通知）を発出し、これに基づく取組を推進してきたところである。しかし、わが国全体の交通事故件数は、過去 10 年間（平成 17～27 年）で 4 割減少しているものの、自転車対歩行者の事故件数は横ばいの傾向にあり、自転車通行環境を取り巻く現状は、依然として厳しい状況にある。

こうした中、「自転車は『車両』であり車道通行が原則」という考えのもと、安全性の向上を第一に道路や交通状況に応じた自転車通行空間の整備等を促進するため、国土交通省と警察庁は、平成 26 年度に有識者等からなる「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」を共催し、本年 3 月 31 日、同委員会から、自転車ネットワーク計画の作成やその整備等をなお一層促進するための基本的な考え方についてまとめられた「『自転車ネットワーク計画策定の早期進展』と『安全な自転車通行空間の早期確保』に向けた提言」を受けたところである。

このような状況に鑑み、地方公共団体及び都道府県警察等の関係機関との緊密な連携のもと、安全で快適な自転車利用環境の創出に向け、更なる取組の推進に努められたい。

なお、提言を踏まえた本取組のガイドラインについて、当局から別途通知することとしたので活用されたい。

国道交安第 23 号
平成 28 年 7 月 19 日

中部地方整備局長 殿

道路局長

安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について

自転車は身近な移動手段等として重要な役割を担うものであり、昨今の健康増進や環境保全への意識の高まりなどを背景に利用ニーズが一段と高まっている。このため、国土交通省では、「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組について」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 36 号道路局長通知）を発出し、これに基づく取組を推進してきたところである。しかし、わが国全体の交通事故件数は、過去 10 年間（平成 17～27 年）で 4 割減少しているものの、自転車対歩行者の事故件数は横ばいの傾向にあり、自転車通行環境を取り巻く現状は、依然として厳しい状況にある。

こうした中、「自転車は『車両』であり車道通行が原則」という考えのもと、安全性の向上を第一に道路や交通状況に応じた自転車通行空間の整備等を促進するため、国土交通省と警察庁は、平成 26 年度に有識者等からなる「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」を共催し、本年 3 月 31 日、同委員会から、自転車ネットワーク計画の作成やその整備等をなお一層促進するための基本的な考え方についてまとめられた「『自転車ネットワーク計画策定の早期進展』と『安全な自転車通行空間の早期確保』に向けた提言」を受けたところである。

このような状況に鑑み、地方公共団体及び都道府県警察等の関係機関との緊密な連携のもと、安全で快適な自転車利用環境の創出に向け、更なる取組の推進に努められたい。

なお、提言を踏まえた本取組のガイドラインについて、当局から別途通知することとしたので活用されたい。

国道交安第 23 号
平成 28 年 7 月 19 日

近畿地方整備局長 殿

道路局長

安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について

自転車は身近な移動手段等として重要な役割を担うものであり、昨今の健康増進や環境保全への意識の高まりなどを背景に利用ニーズが一段と高まっている。このため、国土交通省では、「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組について」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 36 号道路局長通知）を発出し、これに基づく取組を推進してきたところである。しかし、わが国全体の交通事故件数は、過去 10 年間（平成 17～27 年）で 4 割減少しているものの、自転車対歩行者の事故件数は横ばいの傾向にあり、自転車通行環境を取り巻く現状は、依然として厳しい状況にある。

こうした中、「自転車は『車両』であり車道通行が原則」という考えのもと、安全性の向上を第一に道路や交通状況に応じた自転車通行空間の整備等を促進するため、国土交通省と警察庁は、平成 26 年度に有識者等からなる「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」を共催し、本年 3 月 31 日、同委員会から、自転車ネットワーク計画の作成やその整備等をなお一層促進するための基本的な考え方についてまとめられた「『自転車ネットワーク計画策定の早期進展』と『安全な自転車通行空間の早期確保』に向けた提言」を受けたところである。

このような状況に鑑み、地方公共団体及び都道府県警察等の関係機関との緊密な連携のもと、安全で快適な自転車利用環境の創出に向け、更なる取組の推進に努められたい。

なお、提言を踏まえた本取組のガイドラインについて、当局から別途通知することとしたので活用されたい。

国道交安第 23 号
平成 28 年 7 月 19 日

中国地方整備局長 殿

道路局長

安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について

自転車は身近な移動手段等として重要な役割を担うものであり、昨今の健康増進や環境保全への意識の高まりなどを背景に利用ニーズが一段と高まっている。このため、国土交通省では、「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組について」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 36 号道路局長通知）を発出し、これに基づく取組を推進してきたところである。しかし、わが国全体の交通事故件数は、過去 10 年間（平成 17～27 年）で 4 割減少しているものの、自転車対歩行者の事故件数は横ばいの傾向にあり、自転車通行環境を取り巻く現状は、依然として厳しい状況にある。

こうした中、「自転車は『車両』であり車道通行が原則」という考えのもと、安全性の向上を第一に道路や交通状況に応じた自転車通行空間の整備等を促進するため、国土交通省と警察庁は、平成 26 年度に有識者等からなる「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」を共催し、本年 3 月 31 日、同委員会から、自転車ネットワーク計画の作成やその整備等をなお一層促進するための基本的な考え方についてまとめられた「『自転車ネットワーク計画策定の早期進展』と『安全な自転車通行空間の早期確保』に向けた提言」を受けたところである。

このような状況に鑑み、地方公共団体及び都道府県警察等の関係機関との緊密な連携のもと、安全で快適な自転車利用環境の創出に向け、更なる取組の推進に努められたい。

なお、提言を踏まえた本取組のガイドラインについて、当局から別途通知することとしたので活用されたい。

国道交安第 23 号
平成 28 年 7 月 19 日

四国地方整備局長 殿

道路局長

安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について

自転車は身近な移動手段等として重要な役割を担うものであり、昨今の健康増進や環境保全への意識の高まりなどを背景に利用ニーズが一段と高まっている。このため、国土交通省では、「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組について」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 36 号道路局長通知）を発出し、これに基づく取組を推進してきたところである。しかし、わが国全体の交通事故件数は、過去 10 年間（平成 17～27 年）で 4 割減少しているものの、自転車対歩行者の事故件数は横ばいの傾向にあり、自転車通行環境を取り巻く現状は、依然として厳しい状況にある。

こうした中、「自転車は『車両』であり車道通行が原則」という考えのもと、安全性の向上を第一に道路や交通状況に応じた自転車通行空間の整備等を促進するため、国土交通省と警察庁は、平成 26 年度に有識者等からなる「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」を共催し、本年 3 月 31 日、同委員会から、自転車ネットワーク計画の作成やその整備等をなお一層促進するための基本的な考え方についてまとめられた「『自転車ネットワーク計画策定の早期進展』と『安全な自転車通行空間の早期確保』に向けた提言」を受けたところである。

このような状況に鑑み、地方公共団体及び都道府県警察等の関係機関との緊密な連携のもと、安全で快適な自転車利用環境の創出に向け、更なる取組の推進に努められたい。

なお、提言を踏まえた本取組のガイドラインについて、当局から別途通知することとしたので活用されたい。

国道交安第 23 号
平成 28 年 7 月 19 日

九州地方整備局長 殿

道路局長

安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について

自転車は身近な移動手段等として重要な役割を担うものであり、昨今の健康増進や環境保全への意識の高まりなどを背景に利用ニーズが一段と高まっている。このため、国土交通省では、「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組について」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 36 号道路局長通知）を発出し、これに基づく取組を推進してきたところである。しかし、わが国全体の交通事故件数は、過去 10 年間（平成 17～27 年）で 4 割減少しているものの、自転車対歩行者の事故件数は横ばいの傾向にあり、自転車通行環境を取り巻く現状は、依然として厳しい状況にある。

こうした中、「自転車は『車両』であり車道通行が原則」という考えのもと、安全性の向上を第一に道路や交通状況に応じた自転車通行空間の整備等を促進するため、国土交通省と警察庁は、平成 26 年度に有識者等からなる「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」を共催し、本年 3 月 31 日、同委員会から、自転車ネットワーク計画の作成やその整備等をなお一層促進するための基本的な考え方についてまとめられた「『自転車ネットワーク計画策定の早期進展』と『安全な自転車通行空間の早期確保』に向けた提言」を受けたところである。

このような状況に鑑み、地方公共団体及び都道府県警察等の関係機関との緊密な連携のもと、安全で快適な自転車利用環境の創出に向け、更なる取組の推進に努められたい。

なお、提言を踏まえた本取組のガイドラインについて、当局から別途通知することとしたので活用されたい。

国道交安第 23 号
平成 28 年 7 月 19 日

沖縄総合事務局長 殿

道路局長

安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について

自転車は身近な移動手段等として重要な役割を担うものであり、昨今の健康増進や環境保全への意識の高まりなどを背景に利用ニーズが一段と高まっている。このため、国土交通省では、「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組について」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 36 号道路局長通知）を発出し、これに基づく取組を推進してきたところである。しかし、わが国全体の交通事故件数は、過去 10 年間（平成 17～27 年）で 4 割減少しているものの、自転車対歩行者の事故件数は横ばいの傾向にあり、自転車通行環境を取り巻く現状は、依然として厳しい状況にある。

こうした中、「自転車は『車両』であり車道通行が原則」という考えのもと、安全性の向上を第一に道路や交通状況に応じた自転車通行空間の整備等を促進するため、国土交通省と警察庁は、平成 26 年度に有識者等からなる「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」を共催し、本年 3 月 31 日、同委員会から、自転車ネットワーク計画の作成やその整備等をなお一層促進するための基本的な考え方についてまとめられた「『自転車ネットワーク計画策定の早期進展』と『安全な自転車通行空間の早期確保』に向けた提言」を受けたところである。

このような状況に鑑み、地方公共団体及び都道府県警察等の関係機関との緊密な連携のもと、安全で快適な自転車利用環境の創出に向け、更なる取組の推進に努められたい。

なお、提言を踏まえた本取組のガイドラインについて、当局から別途通知することとしたので活用されたい。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

北海道 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

札幌市 道路事業担当部長 殿

道 路 局 企 画 課 長

国 道 ・ 防 災 課 長

環 境 安 全 課 長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

青森県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

岩手県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

宮城県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

仙台市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

秋田県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

山形県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

福島県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

茨城県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

栃木県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

群馬県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

埼玉県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

さいたま市 道路事業担当部長 殿

道 路 局 企 画 課 長

国 道 ・ 防 災 課 長

環 境 安 全 課 長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

千葉県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

千葉市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

東京都 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

神奈川県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

横浜市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

川崎市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

相模原市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

山梨県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

長野県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

新潟県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

新潟市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

富山県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

石川県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

岐阜県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

静岡県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

静岡市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

浜松市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

愛知県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

名古屋市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

三重県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

福井県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

滋賀県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

京都府 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

京都市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

大阪府 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

大阪市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

堺市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

兵庫県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

神戸市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

奈良県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

和歌山県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

鳥取県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

島根県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

岡山県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

岡山市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

広島県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

広島市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

山口県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

徳島県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

香川県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

愛媛県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

高知県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

福岡県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

北九州市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

福岡市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

佐賀県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

長崎県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

熊本県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

熊本市 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

大分県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

宮崎県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

鹿児島県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。

国道企第 20 号
国道国防第 79 号
国道交安第 24 号
平成 28 年 7 月 19 日

沖縄県 道路事業担当部長 殿

道路局 企画課長

国道・防災課長

環境安全課長

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

平成 28 年 7 月 19 日に「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」（国道交安第 23 号、道路局長通知）を発出したところですが、平成 24 年 11 月に警察庁交通局と共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」のうち「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策に関する事項について改定したので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に対しては同法第 245 条の 9 第 1 項に基づく処理基準とし、同法第 2 条第 8 項に規定する自治事務に対しては同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内の道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

本ガイドラインは警察庁と協議済みであり、警察庁から都道府県警察宛てに別途送付されることとなっています。

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて」（平成 24 年 11 月 29 日付け国道交安第 37 号）は廃止します。